

平成27年3月11日
新潟市契約課

関係各位

地域建設業経営強化融資制度並びに 下請債権保全支援事業の延長について

市では国の融資制度である「地域建設業経営強化融資制度」に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾を導入していますが、この度、制度適用期間が平成28年3月31日まで1年延長となりましたのでお知らせいたします。

また、下請企業の経営及び雇用の安定を図るため国が支援する下請債権保全支援事業についても平成28年3月31日まで延長となりましたので併せてお知らせいたします。

制度利用に関しては、下記の連絡先へご相談ください。

記

【地域建設業経営強化融資制度】

①融資の相談

- ・東日本建設業保証㈱新潟支店

025-285-7151

- ・㈱建設経営サービス（東日本建設業保証㈱の100%子会社）

03-3545-8534

②制度の問い合わせ

- ・北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

025-370-6571

【下請債権保全支援事業】

- ・一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

03-5473-4575